

むずかしい相続税を簡単にわかってもらうための相続専門レポート

相伝 -souden



----- このレポートを読んでいただきたい方 -----

- 過去に相続を経験し、次回の相続もつつがなく終りたいと思われている方
- 先祖代々の財産を守りたいと思われている方
- 相続争いをしたくない方
- 貸家経営をされている方
- 自営業をされている方で、自分の会社の株式について対策を行いたい方
- 不動産管理会社を持たれている方
- 相続を経験したことがない方

2015.11.10 vol.78

- ①相続税増税は、資産活用活性化のヒントでは？
 今後は、資産家から資産経営者になる時代に！
- ②遺産分割が決まらない、相続税申告はどうなる？！
- ③退職金にはどんな税金がかかる？
 申告もれにご注意を！！
- ④相続手続きについて注意すべきこと

※このレポートは、税法上の条文などを簡易に解釈し書いています。従って、読者の行動までも責任をもつものではありません。何か対策等のアクションをおこす際は、必ず、専門家（税理士・公認会計士等）にご相談の上で、実行していただきますようお願いいたします。



《発行》 相続手続きお悩み解決センター

税理士法人 上坂会計／株式会社 ライフデザイン研究所
福井県福井市江守中2丁目 1312 番地

TEL : 0120-939-243 FAX : 0776-36-8245

URL : <http://souzoku.uesaka.ne.jp/> MAIL : soden@uesaka.ne.jp



相続税増税は、資産活用活性化のヒントでは？ 今後は、資産家から資産経営者になる時代に！

Writer 公認会計士 上坂 朋宏

資産家は、大增税。そして、一般の方でも、課税される可能性がでてきたということです。

そして、もう一つの流れを書いておきましょう。

相続税が課税される一方で、贈与税は一部ではありますが減税されています。これも、何度も書いたり、セミナーで話をしているように、贈与はいつでも、誰に対しても、何回もできます。

そして、税制では、親から子へ、孫へ贈与（資産移転）を促しています。

さらに、所得税も高額所得者へ増税する一方で、法人の実効税率は40%から35%へ、5%下がりました。

この流れを捕まえておく必要があります。

それは、この流れの中に、資産運用のヒントが隠されていると思うのです。

税法の改正を見ていると、

個人に厳しく
法人にやさしく

という流れのようです。



相続税は何にかかるかというと、

- ① 貯めた金融資産（預貯金、有価証券）
- ② 守ってきた不動産

です。でも、今の流れを見ていると、資産をじっと守っていると「国」が強制的に財産を没収していくように思います。

個人で資産を保有している方は、自分の資産に対する考え方を変えないといけない時期に差し掛かったように思います。特に、②の守ってきた不動産 については、考え方を変えないと、守ろうと思ったことが、結果、自分の資産を守れなくなる可能性が、今回の増税案で出てきました。

考え方を変えるとは、

守ってきた資産をじっと守るのではなく、資産の組み替えなどを考えて動いていかなければならない、という考え方を持たないといけないということです。

例えば、収益力ゼロの不動産1億円を売って、立地のよい投資用マンションに組み替えます。利回りが6%だとします。この場合、物件によって土地の占める割合が低いために、土地の評価は1億円から、一気に3千万円程度にできます。つまり、一気に7千万円の評価が下げられるのです。

この場合の将来収益力は、

$$1 \text{ 億円} \times 6\% \times 30 \text{ 年} = 1.8 \text{ 億円}$$

です。

もちろん、空き室リスクや家賃下落もありますが、少なくとも、この将来収益に関してはこの時点では課税されないのです。そして、収益が上がるならば、子や孫は大喜びです。

私は、今後、資産家（資産所有者）は、資産経営者に変化していくことではないかと感じています。

資産経営者は、資産の収益力、換金性、節税力に着目し、将来を見据えるのです。

これは、団塊世代の50代から60代の方が実行するとよいのでは？と思います。その方達は、今後、相続を経験する方達です。相続が起こる前に、資産家から資産経営者に変化することで、相続対策も実行でき、また、資産経営者に変化することもできるのではないのでしょうか？

是非、検討してください。



2 遺産分割が決まらない、相続税申告はどうなる？！

Writer 相続アドバイザー 宅地建物取引士 宮司 幸仁

相続が起きて無料相談に来ていただく中で、遺産分割が決まらないがどうしたら良いか？というご相談が増えてきています。なぜ、遺産分割が決まらないのか。

理由の一つとして、相続税が改正になり相続税を納税しなければならない方が増えたためと考えられます。

平成 26 年までは、財産を相続するだけで良かった、いわばもらうだけの相続で済んだのが、平成 27 年税制改正後からは財産をもらうだけでなく、相続税納税も付いてくるというケースが増えたためです。

例えば、お金を相続すれば、相続税はそこから払えば良いですが、土地だけ相続した場合、相続税は相続人のお金で納税しなくてはなりません。結果「お金にならない土地ならいらぬ」となるわけです。

上記の他、遺産分割が決まらない理由は様々です。

- ・遺言書がない。
- ・兄弟姉妹の仲が悪く話がまとまらない。
- ・不動産を誰が相続するか悩んでいる。
- ・相続税を納税するためのお金がない、

相続税申告は、相続の発生（死亡を知った日の翌日）から 10 ヶ月以内に申告と納税をしなくてはなりません。

それまでに遺産分割が決まれば良いですが、もし上記の理由などで決まらなかったらどうするか？

まず、相続税申告は遺産分割が決まっている、決まっていなくても、10 ヶ月以内に申告書を提出しなくてはなりません。遺産分割が決まっていなくても相続税申告は、法定相続人が、相続財産を法定割合で取得したのものとして相続税を計算し、相続税の申告書提出と納税をします。

例えば、相続人が妻と子供 2 人であると、妻は 1/2、子供は 1/4 ずつの法定割合で相続したものとして相続税を計算し、納税することになります。

注意すべきは、遺産分割が決まらないまま申告をした場合には、以下のような特例を受けることができません。

- ・配偶者の相続税軽減特例・・・配偶者の相続税を軽減する特例
- ・小規模宅地等の特例・・・自宅敷地など一定の評価減が認められる特例

ただし、相続税申告書と一緒に、3 年以内には遺産分割を決めた申告書を提出しますという内容を記載した「申告期限後 3 年以内の分割見込書」を一緒に提出した場合には、改めて申告する際に上記の特例を受けることができます。

遺産分割には時効が定められておらず、何年後でも分割協議ができます。中には 1 人の相続人の同意が得られず、十数年に渡って遺産分割協議を続けているという、とんでもないケースがあります。しかし前述のとおり、本来の申告期限は 10 ヶ月であり、少なくとも相続日から 3 年 10 ヶ月以内に遺産分割を決めないと、相続税を減らす特例を受けることはできません。

ここで改めて、相続税申告書提出までの簡単なスケジュールを記載しておきます。

相続日から7日以内 死亡届の提出（死亡診断書を添付して市町村に提出）



葬儀費用の領収書等の整理・保管

遺言書の有無の確認

相続人の確認

財産および債務の把握



相続日から3ヶ月以内 相続放棄をする場合、家庭裁判所にて手続き



相続日から4ヶ月以内 準確定申告（被相続人の死亡の日までの所得税確定申告）



相続日から10ヶ月以内 相続税の申告・納税

誰に何を相続してもらうか。相続財産の分割方法は生前に考えておくのが良いです。最善なのは遺言として遺しておくことです。更に生前に家族と相談できるのであれば、なお良いでしょう。遺産分割についてお悩みの方は、ぜひ一度無料相談会に来ていただきたいと思います。



3 退職金にはどんな税金がかかる？ 申告もれにご注意を！！

Writer 相続診断士 石田 典子

会社員など、会社に勤めていた方が亡くなられた場合、退職金が支払われることがあります。通常の退職による退職金であれば所得税の対象となっていますが、亡くなった後に支払われる死亡退職金については、所得税ではなく、みなし相続財産として**相続税の対象**となります。

ただし、支払われた死亡退職金の全額に対して税金がかかるわけではありません。

「500万円×法定相続人の数」の金額までは非課税枠がありますので、支払われた死亡退職金からこの非課税枠の金額を差し引いた金額について税金がかかります。

死亡保険金に対する非課税枠も同じく「500万円×法定相続人の数」の非課税枠がありますが、それとは別に、死亡退職金の非課税枠があります。

また、退職金に加えて弔慰金が支払われる場合もありますが、弔慰金も退職金と同じ取扱いでの課税対象となりますので、退職金に加えて計算することになります。

会社の役員だった方になると、支払われる退職金の金額も高額になることがあります。役員退職金の金額が一般的にどのように算出されるのかをご紹介します。

役員退職金が支払われると会社では経費として損金算入されますので、税務的に適正な損金算入限度額の範囲内で支払われます。

その一般的な計算式が、「**最終報酬月額×役員在任年数×功績倍率**」です。

役員在任年数は、役員に就任してからの年数になりますので、役員になる前に従業員として勤めていた期間の年数は基本的に含まれません。

功績倍率は、社長は3倍など、退職金規定で定められた倍率を用いることになりますので、会社ごとに退職金規定をきちんと作成しておく必要があります。ただし、規定に定めているからといって、社長は5倍などのように中小企業の標準的な倍率よりも高くなっていた場合、税務的に否認される場合がありますのでご注意ください。

また、最終報酬月額が計算の基礎となるため、退職金支給の直前に報酬月額を上げている場合にも否認のリスクが高いため注意が必要です。

個人事業主で小規模企業共済に加入していた方が、死亡により共済金を受け取った場合も、その共済金が死亡退職金と同じ取扱いになり、みなし相続財産として相続税の対象となります。この場合も同じように非課税枠がありますので、共済加入者が亡くなった場合には、忘れずに共済金の請求手続きを行い、相続税の計算に加えて漏れなく申告を行ってください。



4 相続手続きについて注意すべきこと

Writer 相続診断士 竹原 琴美

相続税がかからない場合でも、様々な相続手続きが必要となります。

相続人の確定のための戸籍謄本等の収集、相続放棄の手続き、未成年者や障害者が相続人である場合に必要に応じて特別代理人選任手続き、遺産分割協議、財産の名義変更や解約手続きなど。

これらの各種手続きは、今後、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯が増加する中で、遠くに離れて住んでいることも多い相続人にとって大変な時間と労力を要することになります。以前から手続きをする相続人の方から「本当に大変だ」という声をお聞きしていて、私達が、ワンストップサービスの窓口になって、申告から手続きまで一括で請け負うサービスにも取り組んでいます。

相続手続きには、注意すべきポイントがありますので、以下参考にしてください。

■相続人の確定には、まず戸籍謄本の収集

各種相続手続きには、相続人を特定するため戸籍謄本が必要です。銀行、不動産の名義変更には、亡くなった方の過去に遡って（出生まで遡って）すべての戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本などが必要です。またそれらは、出生から亡くなるまで繋がっているものでなければなりません。

■相続放棄の期限は、相続があったことを知った日から3ヶ月以内に

手続きには期限があるものがあるので、注意が必要です。

この相続放棄も、相続開始があったことを知った日から3ヶ月以内に家庭裁判所に「相続放棄申述書」を提出して放棄しなければなりません。相続放棄は限定承認と異なり、相続人全員が共同ですする必要はありませんので、1人1人単独でできます。

■預金等は凍結されます

金融機関への死亡届出に伴い被相続人（亡くなった方）の預金等の凍結が行われると、入出金ができなくなります。被相続人が不動産賃貸を行っていた場合、早急に相続人代表の名義の預金を開設し、賃料の振込をその口座に変更する旨の案内を送る必要があります。公共料金の引き落としや借入返済もできなくなるので、それらの支払口座も相続人代表口座へ変更するようにしておきましょう。

口座の新設ではなく代表者が普段使っている口座などに変更すると、後で遺産分割を行う際に金額の把握がしにくくなりますので、新たな口座を設けるのがお薦めです。

■公正証書以外の遺言があったら

公正証書遺言以外の遺言書があったら、それを保管している人、あるいは発見した人は、遅滞なくそれを遺言者の最後の住所地の家庭裁判所に提出して、その検認を受けなければなりません。

また封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人立会いのもと開封しなければなりません。

家族がお亡くなりになると、気持ちも落ち着かれない中、たくさんの手続きや判断をしなければならず大変だと思います。特に期限があるものに注意をして進められるとよいと思います。

相続が起きたら、まずは一度無料相談会にお越しただければ、何からすべきか？どんな手続きが必要か？相続税はかかるのか？など判断していくお手伝いをさせていただきます。



-----編集後記-----

遺言のご相談も増えてきていますが、いざ実行しようと思うとなかなか財産の分け方などの具体的な内容を決められずに、時間がかかってしまう方も多くいらっしゃいます。ゆっくり時間をかけてやっていきたいという方も、お元気なうちに想いを込めた遺言を遺せるようにお手伝いさせていただきますので、どうぞお気軽にご相談ください。

お客様の要望にお応えするために、
私達、上坂会計グループは、
総合事務所を目指しています。

弁護士・司法書士 有資格者を募集しています。

お問い合わせは、相続手続きお悩み解決センターまで



0120-939-243



We have a dream.

上坂会計グループ

私ども上坂会計グループは創業 1970 年
顧問先数 510 社の会計事務所を母体にし
たコンサルティング会社です。

税理士法人 上坂会計／株式会社 上坂経営センター／株式会社 ライフデザイン研究所
株式会社 ビジネス・アイ／社会保険労務士法人 上坂&パートナーズ
UESAKA ASIA ADVANCEMENT MANEGEMENT AGENCY Co.,Ltd. (カンボジア)